

## 首都高芝浦 PA・茅ヶ崎市汐見台にて特別街頭検査を実施 不正改造車へ、東京運輸支局及び神奈川運輸支局より整備命令書を交付

自動車技術総合機構関東検査部検査課及び神奈川事務所は、関東運輸局東京運輸支局及び神奈川運輸支局、軽自動車検査協会、各都県警察と連携し、不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しました。

その結果、計12台の車両を検査し、マフラーの取り外し、違法な灯火器の取付け、最低地上高不足等の不正改造があった計6台に対し、道路運送車両法に基づき各支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施場所及び日時 (東京) 東京都港区海岸3丁目

首都高速道路11号線上り 芝浦パーキングエリア

令和4年6月11日(土) 21:00 ~ 12日(日) 2:00

(神奈川) 神奈川県茅ヶ崎市汐見台1番7号

藤沢土木事務所汐見台庁舎敷地内

令和4年6月12日(日) 9:00 ~ 14:00

◎検査車両台数 12台 (東京) 5台(内訳 四輪車5台 二輪車0台)

(神奈川) 7台(内訳 四輪車0台 二輪車7台)

◎整備命令書交付台数 6台 (東京) 3台(内訳 四輪車3台 二輪車0台)

(神奈川) 3台(内訳 四輪車0台 二輪車3台)

◎主な不正改造内容 マフラーの取り外し、違法な灯火器の取付け、最低地上高不足等

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

(芝浦 PA)



(茅ヶ崎市汐見台: 藤沢土木事務所汐見台庁舎敷地内)

